

寒川町事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月1日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第33号

寒川町事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則

寒川町事務分掌等に関する規則(昭和57年寒川町規則第11号)の一部を次のように改正する。

第3条企画部企画政策課企画マーケティング担当の項第7号中「全庁会議及び関係課調整会議」を「経営戦略会議、経営戦略調整会議及び部長会議」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。